

番匠川圏域大規模氾濫減災協議会規約

(名称)

第1条 この会議は「番匠川圏域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、水防法第15条の9及び10に基づき、番匠川圏域において、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の水災及び土砂災害による被害の軽減に資するハード対策及びソフト対策の取組を、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

2 協議会における「番匠川圏域」とは、番匠川流域及び佐伯市内の県管理河川流域をいう。

(協議会の構成)

第3条 協議会は別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、九州地方整備局佐伯河川国道事務所流域治水課、大分県河川課、大分県砂防課、大分県佐伯土木事務所、佐伯市防災危機管理課、佐伯市建設課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月2日から施工する。

平成29年5月30日一部改正

平成30年2月21日一部改正

平成31年3月22日一部改正

令和 2年2月21日一部改正

令和 3年2月18日一部改正

令和 5年5月15日一部改正

別表1

佐伯市	市長
大分県 土木建築部 河川課	課長
大分県 土木建築部 砂防課	課長
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課	課長
大分県 佐伯土木事務所	所長
気象庁 大分地方气象台	台長
国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	所長

別表2

佐伯市 防災局 防災危機管理課	課長
佐伯市 建設部 建設課	課長
大分県 土木建築部 河川課	主幹
大分県 土木建築部 砂防課	主幹
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課	課長補佐
大分県 佐伯土木事務所	次長
気象庁 大分地方气象台	防災管理官
国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	副所長

番匠川水系流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「番匠川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、番匠川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

2 番匠川流域等で行う流域治水の全体像を共有・検討

3 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対策を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策及びグリーンインフラ施策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

4 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

5 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道関係機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第 7 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第 8 条 協議会等の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局佐伯河川国道事務所流域治水課、大分県河川課、佐伯市防災危機管理課、佐伯市建設課が協同で行う。

（書面による決議）

第 9 条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- 一 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
- 二 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

（雑則）

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第 11 条 本規約は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 18 日一部改正

令和 4 年 2 月 17 日一部改正

令和 5 年 5 月 15 日一部改正

令和 7 年 5 月 15 日一部改正

番匠川水系流域治水協議会 メンバー

組 織	役 職
佐伯市	市長
大分県 土木建築部 河川課	課長
大分県 土木建築部 砂防課	課長
大分県 土木建築部 公園・生活排水課	課長
大分県 土木建築部 建築住宅課	課長
大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課	課長
大分県 農林水産部 農地・農村整備課	課長
大分県 農林水産部 森林保全課	課長
大分県 農林水産部 森林整備室	室長
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課	課長
大分県 佐伯土木事務所	所長
大分県 南部振興局 農林基盤部	部長
気象庁 大分地方気象台	台長
林野庁 九州森林管理局 大分森林管理署	署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 大分水源林整備事務所	所長
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	所長

番匠川水系流域治水協議会 幹事会 メンバー

組 織	役 職
佐伯市 防災局 防災危機管理課	課長
佐伯市 建設部 建設課	課長
佐伯市 建設部 建築住宅課	課長
佐伯市 建設部 都市計画課	課長
佐伯市 上下水道部 下水道課	課長
佐伯市 農林水産部 農林水産工務課	課長
大分県 土木建築部 河川課	主幹
大分県 土木建築部 砂防課	主幹
大分県 土木建築部 公園・生活排水課	主幹
大分県 土木建築部 建築住宅課	参事
大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課	課長補佐
大分県 農林水産部 農地・農村整備課	課長補佐
大分県 農林水産部 森林保全課	参事
大分県 農林水産部 森林整備室	室長補佐
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課	課長補佐
大分県 佐伯土木事務所	次長兼企画調査課長
大分県 南部振興局 農林基盤部	課長補佐
気象庁 大分地方气象台	防災管理官
林野庁 九州森林管理局 大分森林管理署	地域林政調整官
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 大分水源林整備事務所	主幹
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	副所長